

ひとり親家庭への制度

1 児童扶養手当

離婚等により父親（母親）と生計が別になっている 18 歳までの子どもを養育している母親（父親）等に支給されます。（所得制限あり）

令和 8 年度手当額（月額）		
本体額	全部支給	48,050 円
	一部支給	48,040 円～11,340 円
第 2 子加算額	全部支給	11,350 円
	一部支給	11,340 円～5,680 円
第 3 子以降加算額	全部支給	第 2 子加算額と同じ
	一部支給	第 2 子加算額と同じ

お問い合わせ：保健福祉課 子育て支援係 TEL：4-2511(内 726)または 4-3356

2 ひとり親家庭等医療費助成

18 歳までまたは 20 歳（学生等で親に扶養されている方）までの子どもがいるひとり親家庭の親と子どもに対して医療費を助成します。（所得制限あり）

18 歳までの子どもは乳幼児等医療費助成制度（4 ページ）と同様の助成が受けられます。

お問い合わせ：保健福祉課 医療給付係 TEL：4-2511(内 726)または 4-3356

3 母子・寡婦福祉資金

母子家庭等の児童を対象に各種資金を無利子で貸し付けします。

・就学資金 ・生活資金 ・事業開始資金 ・技能習得資金

お問い合わせ：保健福祉課 子育て支援係 TEL：4-2511(内 726)または 4-3356

